

令和 8 年 2 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

### 麻しん患者の発生について

令和 8 年 2 月 18 日、久留米市保健所管内において麻しん患者が発生したことを受け、別添のとおり久留米市より情報提供がありました。

情報提供では、当該保健所が患者及び医療機関に対し健康調査、疫学調査を実施し、受診医療機関における接触者については、対象者の健康観察を実施しているとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、貴会会員に対し下記についてご留意いただき、麻しんの発生予防及び感染拡大防止にご協力いただくよう、周知方よろしくお願いいたします。

なお、本件は医療機関の診察に係る参考情報としての提供につき、別添資料の取扱いには取扱注意いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 麻しん患者の診療に係る留意事項

- 麻しんは発症前日から発疹出現後 4・5 日頃まで感染力があるとされています。特に予防接種を受けていない接触者は感染のリスクが高くなります。潜伏期間は 10-12 日とされていますが、麻しんワクチンを受けた後に発症する修飾麻しんでは、潜伏期間が延びることが知られています。
- 麻しんに特徴的な症状が現れた方は、事前に医療機関に電話で連絡することとなっております。
- 発熱や発疹を呈する患者が受診した際は、麻しんの予防接種歴の確認を行うなど、麻しんの発生を意識した診療をお願いします。
- 麻しん患者（疑い含む。）の診療にあたっては、個室管理を行うなどの院内感染対策を実施してください。
- 麻しん患者を診断した場合は、臨床診断例や検査診断例にかかわらず感染症法第 12 条第 1 項の規定に基づき最寄りの保健所へ、直ちに届けてください。なお、保健所から遺伝子検査のために検体提出を求められることがあります。
- 麻しんの定期予防接種（第 1 期：1 歳児、第 2 期：小学校就学前の 1 年間）の対象で、未接種の方には、予防接種の勧奨にご協力いただきますようお願いいたします。なお、令和 7 年 3 月 26 日付文書福県医発第 3367 号（地）にてご連絡のとおり接種対象期間が令和 8 年度末まで延長されておりますことを申し添えます。